| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- |
| 第３章　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見） |
| 　第２　総務部の私債権に係る監査の結果及び意見 |
| ２　委託物品契約の解除に係る違約金 |
| 【監査の結果２】遅延損害金の発生につき誤解が生じないような債務承認及び分納誓約書の取得【総務部】 | 大阪府は，委託物品契約の解除に係る違約金債権について，債務承認及び分納誓約書を徴取する場合には，債権回収・整理マニュアルに沿った対応を徹底し，遅延損害金が発生することを明確にし，債務者に誤解が生じないようにすべきである。 | 大阪府債権回収・整理マニュアルに沿った対応を順守するよう改めて局内に周知徹底を図った。 | 措置 |
| 　　４　咲洲庁舎の貸付契約に係る債権 |
| 【監査の結果４】より多額の回収の機会を失わないための措置【総務部】 | 大阪府は，平成22年６月１日付で締結し，平成23年６月14日に解除された咲洲庁舎の貸付契約に係る債権について，債権回収・整理マニュアルに沿った対応を徹底するとともに，債務者からできる限り多くの金額を回収する機会を失わないよう，債務者の資力の調査，履行約束の書面化及び遅滞時の対応を怠らないようにすべきである。 | 大阪府債権回収・整理マニュアルに基づき、債務者の財産調査を行った。その結果、令和３年４月に債務者から分割納付額を増額した分納誓約書を徴取した。引き続き、遅滞時の対応を怠らないよう債権回収手続を進める。 | 措置 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- |
| 第７ 福祉部の私債権に係る監査の結果及び意見 |
| １ 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金返還金 |
| 【監査の結果９】評価性引当金の分類の見直し【福祉部】 | 大阪府は，大阪府福祉基金地域福祉振興助成金返還金について，評価性引当金報告書において貸倒等懸念債権に分類し，適正に引当金を計上すべきである。 | 令和２年度分の新公会計年次決算整理において、当該債権については、一般債権でなく貸倒等懸念債権に分類し、不納欠損引当金を計上した。今後も適正に評価性引当金の計上を行っていく。 | 措置 |
| ９ 健康保険料及び厚生年金保険料本人負担分 |
| 【監査の結果12】評価性引当金報告書における分類の見直し【福祉部】 | 大阪府は，健康保険料及び厚生年金保険料本人負担分について，評価性引当金報告書において貸倒等懸念債権に分類し，適正に引当金を計上すべきである。 | 令和２年度分の新公会計年次決算整理において、当該債権については、一般債権でなく貸倒等懸念債権に分類し、不納欠損引当金を計上した。今後も適正に評価性引当金の計上を行っていく。 | 措置 |
| 10 重度障がい者特例支援給付金返還金 |
| 【監査の結果14】評価性引当金の適切な計上【福祉部】 | 大阪府は，重度障がい者特例支援給付金返還金に関する評価性引当金報告書において，漫然とその全額を一般債権に計上するのではなく，回収が困難と見込まれる債権については貸倒等懸念債権に分類の上，引当金を計上すべきである。 | 令和２年度分の新公会計年次決算整理において、債務者が破産状態にある債権については、一般債権ではなく破産・更正債権に分類し、不納欠損引当金を計上した。今後も適正に評価性引当金の計上を行っていく。 | 措置 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- |
| 第10　都市整備部の私債権に係る監査の結果及び意見 |
| ４　倒壊建物撤去費用立替金 |
| 【監査の結果20】不納欠損引当金の算定誤り【都市整備部】 | 大阪府は，倒壊建物撤去費用立替金に関する評価性引当金報告書を評価性引当金取扱要領及び評価性引当金報告書の記入要領に従い適切に作成し，正確な引当金額を算出すべきである。 | 倒壊建物撤去費用立替金に関する評価性引当金報告書について、評価性引当金取扱要領に従い正確な引当金額を算出の上、適切な報告書を作成し、令和２年度の財務諸表に反映した。 | 措置 |
| 第12　住宅まちづくり部の私債権に係る監査の結果及び意見 |
| １　府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金請求権並びに府営住宅駐車場使用料請求権 |
| 【監査の結果22】不納欠損引当金の適切な計上【住宅まちづくり部】 | 大阪府は，府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金請求権並びに府営住宅駐車場使用料請求権のうち，１年以上の滞納が生じている債権については，回収の具体的な可能性が見込まれる特段の事情がない限り，貸倒等懸念債権に分類した上で不納欠損引当金を計上するべきである。 | 　令和２年度分の新公会計年次決算整理において、１年以上の滞納が生じている債権については、回収の具体的な可能性が見込まれる特段の事情がない限り、貸倒等懸念債権に分類した上で不納欠損引当金を計上した。今後も適切に同引当金の計上を行っていく。 | 措置 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- |
| ２　府営住宅退去時補修個人負担金請求権 |
| 【監査の結果23】不納欠損引当金の適切な計上【住宅まちづくり部】 | 大阪府は，府営住宅退去時補修個人負担金請求権のうち，１年以上の滞納が生じている債権については，回収の具体的な可能性が見込まれる特段の事情がない限り，貸倒等懸念債権に分類した上で不納欠損引当金を計上するべきである。 | 　令和２年度分の新公会計年次決算整理において、１年以上の滞納が生じている債権については、回収の具体的な可能性が見込まれる特段の事情がない限り、貸倒等懸念債権に分類した上で不納欠損引当金を計上した。今後も適切に同引当金の計上を行っていく。 | 措置 |
| ６　仮住居借上費入居者負担金請求権 |
| 【監査の結果26】不納欠損引当金の計上【住宅まちづくり部】 | 大阪府は，仮住居借上費入居者負担金請求権のうち失火による居室の損傷の修繕費用の請求権（約1225万円）を貸倒等懸念債権に分類した上で，適切な金額の不納欠損引当金を計上すべきである。 | 　令和２年度分の新公会計年次決算整理において、本債権のうち失火による居室の損傷の修繕費用の請求権（約1225万円）については、貸倒等懸念債権に分類し、適切な金額の不納欠損引当金を計上した。今後も適切に同引当金の計上を行っていく。 | 措置 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| 第３章　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見） |
| 　第１　全般的事項に係る監査の結果及び意見 |
| ３　評価性引当金取扱要領の運用について |
| 【意見５】評価性引当金取扱要領に則った評価性引当金計上の徹底【会計局】 | 大阪府は，例外的な状況においても可能な限り債権区分の考え方を示すとともに，各所管部局において，評価性引当金取扱要領が適切に運用されるよう，周知徹底すべきである。 | 　評価性引当金取扱要領の適切な運用を行うためには、債権を所管する所属において、実態を把握し債権の分類区分を適切に行う必要がある。債権の分類区分の考え方については、評価性引当金取扱要領第５条第１項に規定しており、また、同第２項にて、「貸倒等懸念債権」について、該当する債権を例示しているところである。　これに沿って、適切な処理が行われるように令和３年５月に実施した年次決算整理事務説明会において、改めて周知徹底を行った。 |
| 第２　政策企画部の私債権に係る監査の結果及び意見 |
| １　災害援護資金貸付金 |
| 【意見６】評価性引当金報告書における適切な金額の貸倒引当金の計上【政策企画部】 | 大阪府は，災害援護資金貸付金のうち豊中市に係る部分につき，評価性引当金報告書において，豊中市からの回収可能性を踏まえ，適切な金額の貸倒引当金を計上すべきである。 | 令和２年度決算時、評価性引当金報告書において、豊中市における債務者への償還免除予定額を貸倒引当金として計上を行った。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| ２　青少年海洋センターファミリー棟指定管理者納付金 |
| 【意見７】納付金支払義務の有無及び範囲の明確化【政策企画部】 | 大阪府は，青少年海洋センターファミリー棟指定管理者納付金について，当初想定していた指定管理の期間の途中で指定が取り消された場合における指定管理者の納付金の支払義務の有無及びその範囲を明確にすべきである。 | 青少年海洋センターファミリー棟において、今後、指定管理者と納付金が発生する協定を締結する場合には、基本協定書等に、当初想定していた指定管理の期間の途中で指定が取り消された場合における指定管理者納付金の支払い義務の有無及び範囲を明確に示すこととする。 |
| 【意見８】遅延損害金に係る法的問題の整理及び取扱いの明確化【政策企画部】 | 大阪府は，履行遅滞が生じている青少年海洋センターファミリー棟指定管理者納付金につき，遅延損害金の回収の優先順位に係る法的問題を整理し，取扱いを明確化した上で，それに沿って適切に処理すべきである。 | 　当該納付金に係る遅延損害金の回収の優先順位について、大阪府債権回収・整理マニュアル（令和３年５月改訂版）に基づき、取扱いについては、合意充当による元本優先弁済であると整理した。さらに、債務承認及び分納誓約書に元本優先弁済であることを明記することにより、取扱いを明確化した。 |
| 第３　総務部の私債権に係る監査の結果及び意見 |
| １　小売物価統計調査 不適切な調査に係る返還金 |
| 【意見９】遅延損害金に係る法的問題の整理及び取扱いの明確化【総務部】 | 大阪府は，履行遅滞が生じている小売物価統計調査 不適切な調査に係る返還金につき，遅延損害金の回収の優先順位に係る法的問題を整理し，取扱いを明確化した上で，それに沿って適切に処理すべきである。 | 令和２年12月までに債務者より元本、遅延損害金ともに全額返納があり、事案は完結した。 |
| ２　委託物品契約の解除に係る違約金 |
| 【意見10】債権回収・整理計画における適切な債権の分類【総務部】 | 大阪府は，債権回収・整理計画において，委託物品契約の解除に係る違約金債権を，回収対象債権ではなく整理対象債権に分類すべきである。 | 令和２年12月24日に徴収停止を決定し、整理対象債権に分類した。 |
| ３　退職手当返納金に係る延滞金及び延納利息 |
| 【意見11】退職手当返納金債権の履行遅滞により発生する債権の法的性質の整理【総務部】 | 大阪府は，退職手当返納金債権の遅滞により発生する債権の有無及び内容に関する法的根拠を整理し，その検討結果を踏まえた対応を実施すべきである。 | 　返納命令当時に、本府顧問弁護士と相談の結果、改正前民法の規定を準用し、退職手当返納金債権の遅滞により遅延損害金が発生するとの整理を踏まえ、回収に向け、支払督促申立ての準備に着手していたところ、令和３年10月に債務者より全額返納があり、事案は完結した。 |
| 【意見12】未収債権の回収可能性についての調査及び対応【総務部】 | 大阪府は，退職手当返納金に係る延滞金及び延納利息について，債務者の財産や収支の状況について不断に調査し，可能な限り回収可能性を把握した上で，回収可能性の有無等に応じ，法的措置等の具体的措置をとるべきである。 | 　回収に向け、債務者の状況についての調査や支払督促申立ての準備に着手していたところ、令和３年10月に債務者より全額返納があったため、具体的措置をとる必要はなくなった。 |
| 【意見13】債権回収・整理計画の適切な作成【総務部】 | 大阪府は，退職手当返納金に係る延滞金及び延納利息に係る債権回収・整理計画を，当該債権に関する実態を踏まえ，適切な内容とすべきである。 | 　回収に向け、債務者の状況についての調査や支払督促申立ての準備に着手していたところ、令和３年10月に債務者より全額返納があったため、その旨、債権回収・整理計画に反映した。 |
| ４　咲洲庁舎の貸付契約に係る債権 |
| 【意見14】債権回収・整理計画における適切な債権の分類【総務部】 | 大阪府は，債権回収・整理計画において，平成22年６月１日付で締結し，平成28年４月30日に解約された咲洲庁舎の貸付契約に係る債権を，回収対象債権ではなく整理対象債権に分類することを検討すべきである。 | 大阪府債権回収・整理マニュアルに基づき、債務者の財産調査を行った。その結果、事業を再開する見込みがなく、かつ、差押さえる財産もないことが判明したことから、地方自治法施行令第171条の５第１号に該当すると判断し、令和３年10月８日に徴収停止を行った。引き続き、財産調査等を行い、同マニュアルに基づき整理対象債権として債権管理を行う。 |
| 【意見15】債務者の収支，財産状況の適切な把握及び分割納付額の適切な設定【総務部】 | 大阪府は，平成22年６月１日付で締結し，平成23年６月14日に解除された咲洲庁舎の貸付契約に係る債権に関し，債務者の収支や財産の状況を，不断に，資料をもって適切に把握し，適切な分割納付額を設定すべきである。 | 大阪府債権回収・整理マニュアルに基づき、債務者の財産調査を行った。その結果、令和３年４月に債務者から分割納付額を増額した分納誓約書を徴取し、適切な分割納付額を設定した上で債権回収手続を進めている。 |
| 第４　財務部の私債権に係る監査の結果及び意見 |
| １　土地貸付料 |
| 【意見16】評価性引当金の算定方法の見直し【財務部】 | 大阪府は，財務部所管の土地貸付料に係る収入未済額について，債務者と分割納付承認通知書を取り交わし現に履行中である債権に関して，100%の評価性引当金を計上する運用を改め，債務者の現状に則した評価性引当金の計上方法を検討すべきである。 | 意見を踏まえ、債務者と分割納付承認通知書を取り交わし現に履行中である債権に関して、100％の評価性引当金を計上する運用を改め、現状に即した形となるよう回収計画を策定した額を差し引いて評価性引当金を計上する方法に変更した。 |
| ２　違約金及び延納利息 |
| 【意見17】評価性引当金の算定方法の見直し【財務部】 | 大阪府は，財務部所管の土地貸付料の収入未済額に係る違約金及び延納利息について，債務者と分割納付承認通知書を取り交わし現に履行中である債権に関して，100%の評価性引当金を計上する運用を改め，債務者の現状に則した評価性引当金の計上方法を検討すべきである。 | 意見を踏まえ、債務者と分割納付承認通知書を取り交わし現に履行中である債権に関して、100%の評価性引当金を計上する運用を改め、現状に即した形となるよう回収計画を策定した額を差し引いて評価性引当金を計上する方法に変更した。 |
| 【意見18】生活困窮者に対する遅延損害金回収の再検証【財務部】 | 大阪府は，財務部所管の土地貸付料の収入未済額に係る違約金及び延納利息について，生活困窮の状況にある債務者に対して，その返済原資が生活保護費である場合には，引き続き分納を求めることが妥当であるのか慎重に検証すべきである。 | 当該意見を検証した結果、生活困窮世帯においては債務者と面談を重ね、債務者の生活を脅かさない範囲での回収額となるよう慎重に判断し、かつ債務者の同意を得た上で債権の回収を進めていく。 |
| ３　民事執行費用等 |
| 【意見19】評価性引当金の算定方法の見直し【財務部】 | 大阪府は，民事執行費用等について，債務者と分割納付承認通知書を取り交わし現に履行中である債権に関して，100%の評価性引当金を計上する運用を改め，債務者の現状に則した評価性引当金の計上方法を検討すべきである。 | 意見を踏まえ、債務者と分割納付承認通知書を取り交わし現に履行中である債権に関して、100%の評価性引当金を計上する運用を改め、現状に即した形となるよう回収計画を策定した額を差し引いて評価性引当金を計上する方法に変更した。 |
| 【意見20】生活困窮者に対する債権回収の再検証【財務部】 | 大阪府は，民事執行費用等について，生活困窮の状況にある債務者に対して，その返済原資が生活保護費である場合には，引き続き分納を求めることが妥当であるのか慎重に検証すべきである。 | 当該意見を検証した結果、生活困窮世帯においては債務者と面談を重ね、債務者の生活を脅かさない範囲での回収額となるよう慎重に判断し、かつ債務者の同意を得た上で債権の回収を進めていく。 |
| 第10　都市整備部の私債権に係る監査の結果及び意見 |
| １　道路事業弁償金 |
| 【意見63】不納欠損引当金の適切な算定【都市整備部】 | 大阪府は，道路事業弁償金について，供託された仮差押解放金を回収が見込める担保・保証額とみなして不納欠損引当金を計算するのではなく，これを含めた総額の半分を不納欠損引当金とすべきである。 | 供託された仮差押解放金については、回収が見込める担保・保証額とみなさず、損害賠償請求額総額の半額を不納欠損引当金とするよう改めた。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| ２　土砂崩落対策事務管理費求償権 |
| 【意見64】回収方法の再検討【都市整備部】 | 大阪府は，土砂崩落対策事務管理費求償権について，毎月の訪問督促時の現金回収という回収方法を見直し，債務者の収入状況及びコストや効率性を十分に踏まえた対応を再検討すべきである。 | 回収方法について再検討し、事前に債務者の収入や生活状況を確認した上で、納入通知書を発行し、債務者が金融機関への払い込みを行えるように対応を改めた。 |
| 【意見65】現金回収による場合の留意事項等の整備【都市整備部】 | 大阪府は，債権の回収方法が現金回収となる場合の留意事項等をマニュアルとして整備すべきである。 | 令和３年５月に債権回収・整理マニュアルが改訂され、債権の回収方法が現金回収となる場合の留意事項等が記載された。今後、現金回収に移行する場合は同マニュアルに留意して対応する。 |
| 【意見66】目標処理額の実態に則した設定【都市整備部】 | 大阪府は，土砂崩落対策事務管理費求償権に関し，毎年度策定する債権回収・整理計画における目標処理額を1件10万円といった画一的な設定ではなく，実態に則した目標値として設定すべきである。 | 債権回収・整理計画における目標処理額について、債務者からの回収実績を踏まえ、令和３年６月に策定した同計画より目標値を改めた。なお、現債務者に対しては、引き続き毎月の支払の増額を求めていく。 |
| ３　不当利得返還請求債権 |
| 【意見67】債権分類の判定方法の再検討【都市整備部】 | 大阪府は，不当利得返還請求債権について，財政状態や経営状態のみでなく，係争中といった要因を踏まえて，債権分類の妥当性を再度検討すべきである。 | 本件については係争中であり、その結果如何により回収可能性が大きく異なる債権であることを踏まえ、本債権を貸倒等懸念債権に改めた。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| ５　都市整備費雑入 |
| 【意見68】少額債権に関する柔軟な処理を可能とする全庁的運用の検討【都市整備部】 | 大阪府は，オーパスの登録又は更新費用のように，極めて少額な債権につき，個別に債権放棄の方針・手続を検討するのではなく，全庁的に柔軟な取扱いを可能とするルールの策定を検討すべきであり，オーパスの登録又は更新費用についても，全庁的な取扱いに基づき処理すべきである。 | 全庁的なルールを策定することは、制度所管課で行われるものであり、また、債権の管理事務については、各部局の債権管理者に委ねられているところである。オーパスの登録又は更新費用に係る債権放棄の取扱いについては、全庁的に示されたマニュアルにある費用対効果の検討や複数回にわたる督促等を実施してきたところであり、引き続き、対応していく。 |
| 第11　公益財団法人大阪府都市整備推進センターの私債権に係る監査の結果及び意見 |
| １　霊園管理料未収入金 |
| 【意見69】長期滞納者への対応の強化【都市整備部】 | 都市整備推進センターは，一定の基準を設けた上で，管理料の長期滞納者への訴訟等の対応の検討を進めるべきである。また，使用許可の取消しや使用権消滅の規定に該当する場合においては，当該規定の積極的な適用の検討を一層進めるべきである。 | １ 一定の基準を設けた上で，管理料の長期滞納者への訴訟等の対応の検討を進めるべきという点について大阪北摂霊園管理料滞納対策実施要綱に基づく大阪北摂霊園管理料滞納督促マニュアルにおいて、催告書（納入期限経過から６か月目）を送付した後、引き続き督促・交渉を行っても、なお支払わない長期かつ悪質な滞納者に対し、簡易裁判所への「支払督促申立」又は「少額訴訟提起」を弁護士等に委任して行い、支払いに応じない者については、弁護士等を通じて強制執行の手続をとるとの基準を定めている。『長期』かつ『悪質』な滞納者の要件については、金額の多寡やこれまでの経過、滞納者の支払能力等の分類に基づいて、具体的な基準を作成する。２ 使用許可の取消しや使用権消滅の規定に該当する場合においては，当該規定の積極的な適用の検討を一層進めるべきという点について使用許可の取消しについては、霊園使用規程第17条に基づき、納期限から２年を経過した滞納者及び上記１による強制執行をした滞納者への適用を検討する。適用に当たっては、滞納金額、納付交渉におけるこれまでの経過、滞納者の支払能力等を考慮し、法務相談の上決定していく。使用権消滅については、使用者の死亡や住所不明であることが判明した場合、随時、縁故者調査を実施し、無縁墓地であることが確定すれば、大阪北摂霊園使用規程第18条（一般墓地の墓所使用権の消滅）の適用を検討する。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| 第12　住宅まちづくり部の私債権に係る監査の結果及び意見 |
| １　府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金請求権並びに府営住宅駐車場使用料請求権 |
| 【意見70】保証人に対する請求の強化の検討【住宅まちづくり部】 | 大阪府は，今後も府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金請求権の収入未済額の増加が続く場合，府営住宅に係る賃貸借契約の解除前の段階においても，保証人に対して滞納家賃の請求を行うことを検討するべきである。 | 　現在、保証人に対しては、契約解除前の段階において入居者の滞納の事実等を通知し、契約解除がなされた時点で滞納家賃の請求を行っている。　解除前の段階における保証人への滞納家賃の請求については、令和４年度の実施に向け、検討を行う。 |
| ２　府営住宅退去時補修個人負担金請求権 |
| 【意見71】回収業務の委託【住宅まちづくり部】 | 大阪府は，府営住宅退去時補修個人負担金請求権の回収について，回収業務の外部委託を検討するべきである。 | 本債権については、令和２年度に府より全件請求を行い、88件2,736,965円を回収した。また、本債権を精査の上、回収業務の外部委託について検討した結果、多くは整理対象債権に分類され、回収対象債権は少額であるため、回収は今後も府で行うこととした。 |
| ３　汚水処理施設利用費請求権 |
| 【意見72】不納欠損引当金の計上【住宅まちづくり部】 | 大阪府は，汚水処理施設利用費請求権のように貸倒等懸念債権に分類した債権については，不納欠損引当金を計上しないことを正当化する特段の事情が存在しない限り，評価性引当金取扱要領第５条４項に従って，当該債権額の半額を不納欠損引当金として計上すべきである。 | 今後、同様の債権が発生した場合には、評価性引当金取扱要領に従い適正に処理を行う。　なお、「汚水処理施設利用費」に係る債権は、全債務者が令和２年度内に消滅時効を援用する意思表示を行ったため、本債権の全額について不納欠損処理を行い、現在対象となる債権は存在しない。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| 【意見73】支払督促制度の活用等による時効の中断の実現【住宅まちづくり部】 | 大阪府は，汚水処理施設利用費請求権のように消滅時効の完成が近づいている債権については，支払督促制度を活用する等の方法によって時効の中断を実現し，消滅時効の完成を防止すべきである。 | 　今後、同様の債権が発生した場合には、「大阪府債権回収・整理マニュアル」に従い支払督促制度を活用する等の方法により適正に処理を行い、消滅時効の完成を防止するよう努める。　なお、「汚水処理施設利用費」に係る債権は、全債務者が令和２年度内に消滅時効を援用する意思表示を行ったため、本債権の全額について不納欠損処理を行い、現在対象となる債権は存在しない。 |
| ４　団地内施設使用料請求権（離職者等） |
| 【意見74】一部金額の切り離し【住宅まちづくり部】 | 大阪府は，団地内施設使用料請求権（離職者等）のうち水道給水管使用料について，それ以外の金額に係る債権とは異なる別個の性質の債権として管理を行い，独立した「債権回収・整理計画 目標達成状況（個票）」を作成すべきである。 | 本債権のうち水道給水管使用料については、別個の性質の債権（公債権・団地内施設使用料）として管理を行うため、独立した「債権回収・整理計画 目標達成状況（個票）」を作成した。 |
| 【意見75】一部金額の徴収停止及び債権放棄の可能性の検討【住宅まちづくり部】 | 大阪府は，団地内施設使用料請求権（離職者等）のうち水道給水管使用料について，その徴収を停止した上で，将来的には債権放棄を行う可能性を検討すべきである。 | 本債権のうち水道給水管使用料については、令和３年９月30日付けで地方自治法施行令第171条の５第１項第３号の規定により、徴収停止の手続きを行った。　徴収停止後もその状態が３年間継続した場合は、大阪府債権の回収及び整理に関する条例第６条第１項の規定により、議会の議決を得て、債権放棄を行う。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| ６　仮住居借上費入居者負担金請求権 |
| 【意見76】一部金額の切り離し【住宅まちづくり部】 | 大阪府は，仮住居借上費入居者負担金請求権のうち失火による居室の損傷の修繕費用の請求権（約1225万円）について，仮住居借上費入居者負担金請求権とは異なる別個の性質の債権として管理を行い，独立した「債権回収・整理計画 目標達成状況（個票）」を作成すべきである。 | 本債権のうち失火による居室の損傷の修繕費用の請求権については、別個の性質の債権として管理を行うため、独立した「仮住居火災事故損害金」として別途個票を作成した。 |
| ７　大阪府高齢者向け優良賃貸住宅整備事業費補助金返還請求権 |
| 【意見77】不納欠損引当金の計上額の増額【住宅まちづくり部】 | 大阪府は，大阪府高齢者向け優良賃貸住宅整備事業費補助金返還請求権を破産・更生債権に分類した上で，その全額を不納欠損引当金として計上すべきである。 | 令和２年度決算において、本件債権について破産・更生債権に分類し、その全額を不能欠損引当金に計上した。 |
| 第13　大阪府住宅供給公社の私債権に係る監査の結果及び意見 |
| １　家賃，施設使用料及び駐車場使用料請求権 |
| 【意見79】貸倒引当金の適切な計上【住宅まちづくり部】 | 住宅供給公社は，家賃，施設使用料及び駐車場使用料請求権について，債務者に対する破産手続開始決定がなされた場合など，債務者が経済的に破綻していると認められる場合，破産手続において予想される配当の有無及びその金額，保証人からの回収可能性など，滞納期間の長短以外の個別具体的な要素をも考慮した上で，適切な金額の引当てを行うべきである。 | 大阪府住宅供給公社は、令和３年３月31日付けの貸倒引当金引当基準改正において、特定債権に係る引当金の引当条件に「回収の具体的な可能性が見込まれる特段の事情がなく、債務者が経済的に破綻していると認められるもの（破産法の規定による破産申し立て等の法的に決定的な事象が発生している場合など）」を追加した。引き続き当該基準に基づき、適切な金額の引当てを行う。 |